

## 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童の権利擁護【 の前段は児童虐待の防止等に関する法律、 の後段・ ・ は児童福祉法、 ・ は改正法附則】

親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。

民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。

児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### 2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

#### (1) 児童相談所の体制強化等【 ・ ・ は児童虐待の防止等に関する法律、 ・ ・ ・ は児童福祉法、 ・ ・ は改正法附則】

都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。

都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。

児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。

児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 児童相談所の設置促進【 は児童福祉法、 ・ は改正法附則】

児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【 ・ ・ の前段・ は児童虐待の防止等に関する法律、 の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、 は児童福祉法】  
国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。

### 3. 検討規定その他所要の規定の整備

一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

その他所要の規定の整備を行う。

#### 施行期日

令和2年4月1日(2(1) 及び3 については公布日、2(1) 及び の一部については令和4年4月1日、2(2) は令和5年4月1日。)

# 参考

# 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

## 緊急的に講ずる対策

### 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること  
緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施  
移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続

### 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底  
・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

### 児童相談所と警察の情報共有の強化

以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底  
虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報  
通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報  
の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報  
なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

### 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底  
・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること  
・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること  
・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

### 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

## 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。

新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。

新プランには、以下の事項を盛り込む。

増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策  
一時保護の体制強化策

子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

# 児童虐待防止対策のための総合対策

## 1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

児童相談所における専門性強化の取組促進  
より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。

中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

適切な一時保護の実施

子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における

相談支援体制・専門性の強化

子どもの権利擁護の仕組みの構築

児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

## 2 児童虐待の早期発見・早期対応

乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

支援を必要とする妊婦への支援の強化

相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。

在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。

障害のある子どもとその保護者への支援の強化

児童虐待に関する研修の充実

非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

## 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。

ICTの活用による情報共有の手法の効率化

## 4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

児童相談所と警察の連携の強化

- ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。

学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。

協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

医療を必要とする子どもの保護の体制強化

医療機関における児童虐待対応体制の整備

生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

## 5 適切な司法関与の実施

家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
- ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

## 6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

児童養護施設等における家庭的養育の推進

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

## 児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240 人		5,260 人	+ 2,020 人程度
児童心理司	1,360 人		2,150 人 <sup>1</sup>	+ 790 人程度
保健師	100 人 <sup>3</sup>		各児童相談所 <sup>2</sup>	+ 110 人程度
合計	4,690 人		7,620 人	+ 2,930 人程度

1 2024年度までに2,500人    2 2020年度まで    3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

## 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村		全市町村	-
要対協調整機関調整担当者	988 市町村		全市町村	-

2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

# 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

## 1 子どもの権利擁護

### 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

- 法・体罰禁止について法定化する。
- ・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。
- 法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

### 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

- 法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

## 2 児童虐待の発生予防・早期発見

### 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

### 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

### 相談窓口の周知・徹底

- ・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

### 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### (1) 児童相談所の体制強化

法

介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

法

・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

法

・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。

・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法

第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。

・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

児童福祉司等への処遇改善

・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### (2) 児童相談所の設置促進

児童相談所の設置(管轄区域)に関する基準の設定

- 法 児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置(管轄区域)に関する基準を定める。

中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 法 政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

- 法 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

一時保護所の環境改善・体制強化

- 適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

#### (3) 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- 2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

要保護児童対策地域協議会の充実強化

#### (4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- 法 児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年間を目途に検討する。

#### (5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- 児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### (6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法 DV対応と児童虐待対応との連携強化

婦人相談所・一時保護所の体制強化

#### (7) 関係機関間の連携強化等

法 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

児童相談所と警察の連携強化

児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

### 4 社会的養育の充実・強化

里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。

特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。